

決議第1号

下妻市新庁舎の建設位置及び仮設庁舎に関する決議

会議規則第14条第2項の規定により、下妻市新庁舎の建設位置及び仮設庁舎に関する決議を次の通り提出します。

平成30年9月21日 提出

下妻市議会議長 原 部 司 殿

提出者 庁舎等建設に関する調査特別委員会  
委員長 須藤豊次

## 下妻市新庁舎の建設位置及び仮設庁舎に関する決議（案）

下妻市役所の庁舎建設位置については、当初の新市建設計画ではフィットネスパークきぬ周辺に合併後3年以内に着工するものとしていたが、平成23年3月の東日本大震災の発生で、当該地区で液状化の被害を受けたほか、下妻市洪水ハザードマップにおいて、2mから5m浸水すると予想されたことから、平成27年10月に改訂された新市建設計画では、庁舎の建設位置及び建設時期を慎重に判断し着工すると変更がされた。

その後、平成28年8月に市長をトップとする下妻市庁舎建設推進本部が設置され、庁舎等の建設へ向けた検討が開始され、平成29年7月には、学識経験者、市議会議員、市内各種団体の代表及び公募市民から構成された下妻市庁舎建設検討市民会議が設置され、平成30年4月4日に開催された第6回市民会議において、委員から市庁舎等の建設位置については現市庁舎付近が望ましいとの意見が出された。

本市議会では、平成30年2月に庁舎等の建設について詳細に調査・研究する必要があることから、庁舎等建設に関する調査特別委員会を設置し、これまで6回の委員会を開催した。

平成30年4月20日に開催した第2回の委員会では、委員から新庁舎の建設位置については現市庁舎付近が望ましいとの意見が多数であった。

また、平成30年5月18日に開催された第3回の委員会では、新庁舎建設を実施する際の仮設庁舎の建設についても議論があった。平成30年1月に策定した下妻市庁舎等建設基本構想の中で仮設庁舎の費用は、15億2千万円と試算されていることから、委員からは、庁舎建設費用の縮減を図るべく仮設庁舎は不要との意見が多数だされた。

以上のことを踏まえ、下妻市議会は、庁舎等建設に関する調査特別委員会での調査・研究の結果及び下妻市庁舎建設検討市民会議の意向を受け、下記のとおり決議するものである。

### 記

- 1 下妻市は、下妻市新庁舎の建設位置を現市庁舎付近とすること。
- 1 仮設庁舎については建設費の縮減を図る観点から工事手法を考慮し建設しないこと。

平成30年9月21日

下妻市議会